

佐久市規則第 27 号

「佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び佐久市会計
年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」

をここに公布する。

令和 8 年 8 月 21 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び佐久市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 佐久市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成17年佐久市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。
(佐久市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 佐久市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年佐久市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振られる会計年度任用職員については、1日又は半日（勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する3時間30分又は4時間15分をいう。第6項において同じ。）若しくは1時間とする。

第9条第5項を次のように改める。

5 前項の規定にかかわらず、年次休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

第9条に次の1項を加える。

6 半日又は1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振られる会計年度任用職員にあっては7時間45分をもって1日とし、その他の会計年度任用職員にあっては当該年次休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とする。

別表第1中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。